

## 特定健康診査・特定保健指導

### 特定健康診査

表1 年度別受診者数

区分	総数	男	女
2021年度	126 649	81 269	45 380
2020年度	127 136	84 063	43 073
2019年度	124 868	79 864	45 004

表2 特定健康診査契約別実施数

区分	受診者	個別契約		集合契約	
		数	%	数	%
男	81 269	79 550	97.9	1 719	2.1
女	45 380	41 654	91.8	3 726	8.2
計	126 649	121 204	95.7	5 445	4.3

個別契約：医療保険者（健保）と個々の契約に基づき健診を実施したものの  
集合契約：契約取りまとめ団体との契約に基づき健診を実施したものの

表3 特定健康診査保険者別実施数

区分	受診者	全国健康保険協会		組合健康保険(※)		国民健康保険	
		数	%	数	%	数	%
男	81 269	12 479	15.3	67 344	82.9	1 446	1.8
女	45 380	8 454	18.6	34 509	76.1	2 417	5.3
計	126 649	20 933	16.5	101 853	80.4	3 863	3.1

※組合健康保険には共済組合も含む

表4 特定健康診査対象別実施数

区分	受診者		被保険者				被扶養者			
	計	40-64歳	計	%	40-64歳	%	計	%	40-64歳	%
		65-74歳			65-74歳				65-74歳	
男	81 269	73 935	81 198	99.9	73 892	99.9	71	0.1	43	0.1
7 334		7 306			99.6	28			0.4	
女	45 380	40 437	42 179	92.9	37 832	93.6	3 201	7.1	2 605	6.4
4 943		4 347			87.9	596			12.1	
計	126 649	114 372	123 377	97.4	111 724	97.7	3 272	2.6	2 648	2.3
12 277		11 653			94.9	624			5.1	

表5 メタボリックシンドローム判定結果

区分	受診者		基準該当				予備群該当				非該当			
	計	40-64歳	計	% <sup>1)</sup>	40-64歳	% <sup>2)</sup>	計	% <sup>1)</sup>	40-64歳	% <sup>2)</sup>	計	% <sup>1)</sup>	40-64歳	% <sup>2)</sup>
		65-74歳			65-74歳				65-74歳				65-74歳	
男	81 269	73 935	16 734	20.6	14 685	19.9	12 599	15.5	11 566	15.6	51 906	63.9	47 655	64.5
7 334		2 049			27.9	1 033			14.1	4 251			58.0	
女	45 380	40 437	2 171	4.8	1 816	4.5	1 870	4.1	1 679	4.2	41 257	90.9	36 860	91.2
4 943		355			7.2	191			3.9	4 397			88.9	
計	126 649	114 372	18 905	14.9	16 501	14.4	14 469	11.4	13 245	11.6	93 163	73.6	84 515	73.9
12 277		2 404			19.6	1 224			10.0	8 648			70.4	

1) 受診者合計に対するそれぞれの該当群合計の割合  
2) 対象年齢群合計に対する該当群の割合

表6 階層化結果

区分	受診者	積極的支援		動機づけ支援		情報提供	
		数	%	数	%	数	%
男	73 935	11 355	15.4	6 615	8.9	55 950	75.7
女	40 437	1 391	3.4	2 987	7.4	36 027	89.1
計	114 372	12 746	11.1	9 602	8.4	91 977	80.4

※3段階に階層化される40～64歳に対し計上した。

---

 特定保健指導
 

---

表1 特定保健指導 実施数 (2021/4/1~2022/3/31)

	積極的支援		動機付け支援	
	初回支援実施数	途中終了者数	初回支援実施数	途中終了者数
男	444	103	218	12
女	48	17	152	8
総数	492	91	370	20

### 保健指導サービスの品質管理に関する方針

神奈川県予防医学協会の定めた理念に基づいて、顧客の信頼が得られる質の高い保健指導の品質管理に関する方針を定める。

1. 総合健康支援機関として高質で真に価値あるサービスを創造していくために、保健指導の品質管理体制を確立する。
2. 高質な保健指導を目指し、その品質向上に努め、顧客の健康と信頼の確保に寄与する。
3. 総合健康支援機関として、高質な保健指導の普及に努め、広く社会に貢献する。

2009年8月27日 制定  
 (公財)神奈川県予防医学協会 保健指導品質管理委員会